

特定非営利活動法人

東松島市芸術文化振興会

会 員 募 集

■ 入会のご案内

特定非営利活動法人東松島市芸術文化振興会では、当振興会の趣旨に賛同し、活動をご支援していただける正会員・賛助会員を募集しています。

特定非営利活動法人東松島市芸術文化振興会とは・・・

- 1) 東松島市民に対して、芸術文化の創造を通し、交流、普及啓発及び学習機会の提供など貢献するとともに、多様な芸術文化活動を展開することにより芸術文化の振興を図り、文化の向上に寄与し、『こころ豊かな人づくり』『芸術文化振興のまちづくり』に資することを目的に設立されました。
また、文化拠点として平成 25 年 10 月 1 日より東松島市コミュニティセンターの指定管理者として施設の管理運営を行っています。

- 2) 『こころ豊かな人づくり』『芸術文化振興のまちづくり』を目指して、芸術文化に関する事業・活動を実施します。
 - ◇ コンサート・講演会・鑑賞会の開催
 - ◇ カルチャースクール等の開催
 - ◇ 芸術文化に関する情報収集・情報発信
 - ◇ 市民文化祭支援、芸術文化振興の人材育成支援 等々

【入会方法】

入会を希望される方は、会員規約に同意の上、入会申込書に必要事項を記入の上、会費と一緒に振興会までご持参下さい。

入会希望される市外・県外の方で持参が難しい場合、入会金及び年会費の納入方法等について別途ご案内させていただきます。

- 会員種別
 - 正会員とは、総会での議決権を持ち、活動全般に関われる会員です。
 - 賛助会員とは、活動を支援して頂く会員です。
- 入会金・年会費

単位：円

種 別	入会金（入会時のみ）	会費（年額／1口）
個人正会員	1,000	2,000
団体正会員	2,000	5,000
個人賛助会員	なし	3,000
団体賛助会員	なし	5,000

※ 会費の申込口数は何口でも結構です。

※ 会費の有効期間 4月1日～ 翌年3月31日までとなります。

（途中入会の場合、申込書・入会金納付翌日から有効）

（途中入会でも金額の減額はありませぬ。有効期間終了は同じです）

特 典 ・ 権 利	個人正会員	団体正会員	賛助会員 （個人・団体）
個人・団体の活動情報発信のお手伝い （振興会ブログ等の活用）	○	○	○
個人・団体の活動に必要な情報収集の お手伝い（人材・イベント等の紹介）	○	○	○
振興会主催事業の優先・優待案内	○	○	○
メルマガ配信（希望者のみ）	○	○	○
施設利用料の減免 ※1	○	○	—
総会での議決権 ※2	○	○	—

※1 東松島市コミュニティセンター（利用目的が芸術文化関連の活動利用内容に限る）

※2 会費の複数申込でも、1議決権となります。

- 寄付金募集 当振興会活動を支えるために、ご支援いただける皆さまからのご寄付をお願いいたします。寄付金は、すべて当振興会の運営費に使用させていただきます。
- 政治、宗教を目的とする個人、団体はお断りさせていただきます。

<入会等についての問合せ先>

特定非営利活動法人 東松島市芸術文化振興会

〒981-0503 東松島市矢本字大溜 1 番地1 東松島市コミュニティセンター内

電話 0225-82-6969 / FAX0225-82-6933